

〈第 6 号〉

発行：社団法人 愛知建築士会
名古屋西支部事務局
西春日井郡清洲町清洲2217-1
馬場富雄宅内
TEL (052) 400-1826
編集：広報渉外委員会
印刷所：(株)ワコーヴィスコム
TEL (052) 931-0365



用途地域制度が大改正

名古屋市は平成八年から実施か

名古屋市計画局都市計画課長に聞く

建築基準法の一部を改正する法律が、本年六月に公布されました。今回の改正は昭和四三年の都市計画法改正以来の大改正であり、特に住居系の用途地域が細分化され、個別建築物の用途規制の合理化等が行なわれることになりました。そこで今回は、その都市計画等の素案を直接担当される名古屋市計画局都市計画課の課長、岡田年弘氏と地域計画係長、英比勝正氏のお二人に会って、今回の改正の内容と、新しく出来る制度について、そして、名古屋市の制度が告示され実施されるか、お話を伺ってききました。

■今回の改正の趣旨について
当然のこととして土地問題に関係して地価の高騰による金融、税制等の総合的な土地政策の一環として土地利用計画を見直し良好な環境整備を行うということ、今の都市計画が改正されて二十年たっているの今の時代に合った形にするということと都市計画法及び建築基準法が改正されて来たと思います。

■今回の用途地域等の改正の概要について
①いちばん大きな制度の変更は別表(1)のように住居系の三種用途地域が改正後は七種類の用途地域に細分化されるということです。又欄外に出て来ている特別用途地区も活用しようというところで、現行では特

別工業地区等八地区になっ
ていますが改正後は中高層
階住居専用地区と商業専用
地区等が新設されることにな
る訳ですが、そこに「等」
と書いてあるのは政令でも
定めることができることを
意味し、たとえば、研究業
務地区などがでてくるもの
と思われま。

②次に誘導容積率の創設
というところでこれは公共施
設の整備を誘導しつ
つ、土地の有効利用を
促進していくこととする
もので道路公園等が十分
に整備されていらない
地区については将来的
に基盤が整備された時
にどう使われるかとい
う目標容積率を定め
て、次に現状ではどこ
まで使えるかという暫
定容積率というものを
地区計画の中で決めて
いく方法です。現状で
は暫定容積率を適用し
ておいて地区施設が定
められ特定行政庁の認
定があった場合は道路等
整備されていなくても部分
的に目標容積率を適用して
いくものです。さらに地区
計画全体のバランスを考慮
して地区内の総容積の範囲
内で容積の適正な配分、つ
まり容積率の移動をしてい
こうという制度です。

③「市町村の都市計画に関
する基本的な方針の創設」
というところで市町村ごと
に都市計画に関する基本的
な方針の策定を義務づける。
これは都市計画決定そのも
のでなく、市町村が議会と



岡田課長(左)、英比係長(右)

出た背景は日米構造摩擦
から出来た制度です(2)は、
文化財保護法の観点からで
きた制度であります。

■用途地域制度の実施スケ
ジュールについて
今回の法律案が国会で可決
され、六月二六日が法律上
の公布日ですから、それか
ら一年以内に政令で定める
日に施行するとなっております。
また、施行日がいづつになる
かはまだわかりませんが少
なくとも年内にはないだろ
う。そして用途地域につい
ては施行日から三年以内に
決定ということですから、
いちばん遅くても来年六月
に施行されれば平成八年六
月までに告示されなければ
ならないということになり
ます。今までの見直し等の
ベースでいくと物理的作業
的にもひじょうにむづかし
い作業ですから、三年間は
かかるだろうと予想してお
ります。名古屋市は市内だ
けですがそれ以外の市町村
でも全面見直しする事にな
り知事決定ですから愛知県
にとっても大変な作業にな
って行くと思われま。

■建築規制改正のポイ
ントについて
①別表(2)と別表(3)のよう
に現行制度から、特に住居系
の新設地域が増え細分化さ
れました。その趣旨として
しては別表の右側に書かれ
ている通りですが特にその
中で住居地域の中に第一種
住居地域と準住居地域が増
えました。今までの住居地
域は第二種住居地域に相当
し、第一種住居地域は今ま
で、第一種商業業務をやる
特にパチンコ、カラオケ
ボックス、三軒以上以上の事
務所店舗等を規制してい
く、又準住居地域は沿道
サービス施設ということ
でカーショップや立体駐車
場等を沿道に配したイメージ
地域です。

〈総務企画委員会だより〉

①、名古屋西支部会員動向
名古屋西支部の会員数は
平成四年十月十二日現在三
四二名で、各地区別は中村
区一九名、西区二二名、西
春日井郡八四名です。

②、会費の納入状況
平成三年度及び四年度の
未納者は十月十二日現在、
三年度二名、四年度十五名
です。

③、支部対抗ソフトボール
大会に参加
八月三十日、半田支部青
年部のお世話で開催されま
した。メンバーの若返りが
功を奏し、海部津島支部、

半田支部Bチームを連破し
ベストエイトとなりました
が、準々決勝で惜しくも安
城支部に負けました。

④、第一回名古屋西支部長杯
ゴルフ大会実施
九月十一日、第一回名古屋
西支部長杯ゴルフ大会をス
プリングフィールドで実施し
参加者二十名でした。

⑤、平成五年度の名古屋西
支部役員改選について
年がかわりますと、早々
に西支部の役員改選がスケ
ジュールにのります。自薦
他薦で大切に協力下さい。

〈研修委員会だより〉

秋も一段と深まりましたが
会員の皆様、お変わりなく
お過ごしのことと思います。
今年度の見学会は、春に信
長史跡めぐりを名古屋六支
部合同で開催し多数の参加
者で盛況裡に終えることが
出来ました。今年度第二回
の見学会としては既にお手
元にご案内をお送りした
様に半田市近代建築等
ウォッチングを行うことに
なりました。

秋も一段と深まりましたが
会員の皆様、お変わりなく
お過ごしのことと思います。
今年度の見学会は、春に信
長史跡めぐりを名古屋六支
部合同で開催し多数の参加
者で盛況裡に終えることが
出来ました。今年度第二回
の見学会としては既にお手
元にご案内をお送りした
様に半田市近代建築等
ウォッチングを行うことに
なりました。

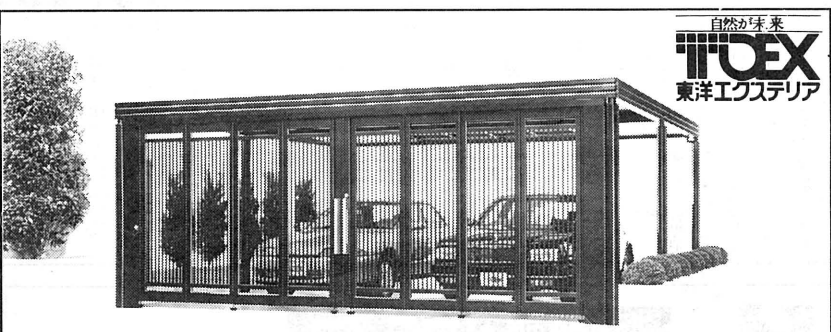
〈広報渉外委員会だより〉

大改装された士会事務局
のさわやかな会議室で数回
の委員会を開き、「めいせい」
の第六号発行にこぎつけ
ました。

用途地域の大改正という
ビッグニュースを知り、そ
の概要を皆様にお知らせす
べく、名古屋西支部都市計
画課の岡田課長を訪ねお
話をうかがってまいりまし
た。私達も前夜に勉強会を
持ちお話しに励みまし
た。御礼を申し上げます。

大改装された士会事務局
のさわやかな会議室で数回
の委員会を開き、「めいせい」
の第六号発行にこぎつけ
ました。

用途地域の大改正という
ビッグニュースを知り、そ
の概要を皆様にお知らせす
べく、名古屋西支部都市計
画課の岡田課長を訪ねお
話をうかがってまいりまし
た。私達も前夜に勉強会を
持ちお話しに励みまし
た。御礼を申し上げます。



エクステリアが語りかけるのは
新しいゆとりです。

東洋エクステリア株式会社
■中京支店 千491 一宮市丹陽町法寺寺勝503 ☎0586-76-5411
写真・レポート+レノスゲート

NITTOH 床暖房システム

電気、配管、床工事すべて直営による施工

くつろぎと広がりのある健康暖房
新築住宅はもちろん、今お住いのお部屋でも、簡単しかも、
ローコストの床暖房を実現。お住いに合わせて選べる床暖
房プランはいずれもメーカー品使用ですから安心です。

株式会社 NITTOH
設計 施工 設備事業部
本社 千462 名古屋市中区栄町14-2 TEL(052)915-3210
三河営業所 千448 刈谷市板倉町3-12-1 TEL(0566)22-5800
豊橋営業所 千440 豊橋市東小浜町10-4 TEL(0532)48-6800
岐阜営業所 千505 美濃加茂市加茂川町3-1-35 TEL(0574)26-5364

アンケートの質問に対し 会長から正式回答

建築士の業務と地位の確立

(社)愛知建築士会

会長 藤川 壽男



名古屋西支部は馬場支部長のもとに積極的に活動を展開されていることに敬意を表すると共に力強く思っているところだ。

他支部に先駆けて発行されている支部会報も内容が充実して毎号楽しく読ませていただいています。特に三月十三日発行の号外、会員のアンケート調査は興味深い記事でした。その中で愛知建築士会本部の運動にかかわるご意見がありまして、この紙上を借りて私の考えを申し述べたいと思います。

会員の声を要約しますと、建築士は国家資格でありながら何の保護もなく、社会的地位も確立していない。にもかかわらず近年、行政事務簡素化のもとに建築確認の特例、建築物に関する検査の特例で、本来建築主事の行う業務を建築士に押しつけている。このため我々建築士の業務量は増え、同時に社会的責任は大きくなっているが、それに見合う行政の保護がないのは片手落ちではないか、士会は、この不公平さに対し、もっと物申すべきだというご意見です。確かに、これまで建築士の資格は、「足の裏に付いた、めしつぶ」のようなもので、これで食

います。確かに当時の行政改革の一環として行政事務の簡素化の圧力があつたとしても、これは大きな前進であつたと評価したいと思えます。一方、業務の対価報酬である設計監理料については、昭和五十年までは建築団体ごとに設計監理料率表を持っていたが公正取引委員会から、これらの団体が事業者団体と認定されて公正取引法違反に問われ、料率表を撤廃せざるを得なくなりました。士会連合会、その他の関係団体は、設計料の無秩序な競争が業務の低下をまねき建築の質の低下につながることを怖れ、行政に適正な設計監理料を決めるよう働きかけ、昭和五十四年、建設省告示一〇六号の公布を見るに至っております。この告示は建築士事務所の業務の実態調査をもとに決められたものです。

従来設計料の算出は工事費にある乗率をかける方法がとられ、経験的に適正な設計料が決められていたのですが、実態調査で設計監理の業務内容が分析され、その各々の業務に何人のマンパワーを必要とするかを算出し、その合計に経費と技術料を加算するという、きわめて合理的な方法で適正な設計監理料が決められていきます。従って、ここでの考え方は業務の内容によって、設計監理の報酬はスライドするもので、従来工事費に乗率をかける一律のものではありません。このように行政の保護とまではいかなくても、我々の業務内容を行政が理解を示し評価し、設計監理業務の対価報酬基準を示したことは大きな進歩であり、ここまで持ち込んだ建築士会連合会を初めとする関係団

体の運動を評価したいと思えます。しかし、この告示によって設計監理料の定価が認められたにもかかわらず、それが守られていないのが今日の姿です。まともな業務内容をこなせば、とうてい考えられない低い設計料が世の中に横行しています。この心ない人のため、建築士の地位の確立もできないまま、我々多くの建築士の業務は依然として苦しく、日々の業務に追われて、豊かな生活環境づくりに没頭する、ゆとりのない状況に置かれています。この現実の前に安易な道を避け、現在の設計料に見合うよう我々の業務を縮小することは、せっかく勝ち得た権限を自ら放棄することになり、建築士の地位の確立の芽を自らつぶすことになりましよう。いかに苦しくとも安易な妥協をすべきでなく各人が自覚して、一人一人が責任ある仕事をして正当な報酬を得る努力をしたと思います。

社会は時代と共に益々複雑になっていきます。従来、建築士は建築主の利益のためだけに働けばよい時代もありません。しかし都市の過密化は建てた建築物が、すぐさま近隣に影響を与え、建築主が予期しないような近隣紛争にまき込まれることも起こります。又建築主がその建物の利用者でないことも珍しいことではなく、建築主の要求通りに設計しても、竣工後、利用者から苦情が相次ぎ、結果的に設計者の評価を落とすこともありましよう。単純な社会構造から複雑な社会構造となつて、法律で規定されていない面でも建築士の判断と責任は益々大きくなっていきます。又それだけ業務が増えているのも事実

第一回 名古屋西支部長杯 ゴルフコンペ

鈴木 兼吉



九月十一日 スプリングフィールドゴルフクラブでコンペに参加させて頂きました。台風十七号を心配して居ましたが東北の方向にそれ、朝から北西の心地よい風が吹き絶好のゴルフ日和となり、皆様のお顔も何処となく笑顔で和やかなふんい気を感じられました。大自然の雄大な景色と又当コースは池が多く設計された手入の行きとどいたワングリーン、フェアウェイと実に立派なゴルフ場で、プレーが出来ました事に感謝して居ます。早朝練習グリーンで第一バットを打って見ると、想像して居たより速いグリーンで驚き、よほどボールを中心に取らえて正に打たなければカッパに入らないと、自分に言い聞かせ、アウトを出発しました。一番ホールで二オン三パットとあつたけなう崩れ、スタート前にあれほど気にして居た事にこれほど気が大きくなり引き、ドライバースhootも悪くなり夢中で九ホール終えました。インにスタートしてショット

トも良く成り三バット一回も無く、又皆様と雰囲気よくプレーが出来ました事とうまく隠しホールに嵌まり優勝につながった事と思えます。私は千種区の古井の坂でインテリア販売施工を自営しております。(鈴木商店です。人生の半分が過ぎた四十三才で健康維持のためゴルフを思いつき、近くのインドアで練習を初めました。少々ボールが打てる様になったところ、友人からゴルフに誘われ胸をどきどきさせながらコースに向いました。考えの甘さがあつたのか、なかなか上手にボールが打てず終って見ると何んとスコアは一六八でした。

自分があるよりも惨めで悔しく、それからは毎日ゴルフ練習場に通い、時には一日で二回三回とハシゴをする日々が続きました。その当時知人がゴルフの上手な方で、色々特訓され、まずはアプローチから教えて頂き、その理論はショートアイアンで基本のグリップから、バックスイングと、こと細かく注意され、これでアプローチショットが正確に打てれば、総てがOKと話され、私には意味が良く分からなかった。考えて

ガス給湯暖冷房システム

一台の熱源機でつくる温水を、給湯や暖房、(室外機と組み合わせ)冷房、さらに浴室乾燥などに利用でき、効率的に快適生活を実現するシステム、それがペアライフです。

東邦ガス株式会社
西部支社
名古屋市中村区太閤通5-39 〒453
TEL 052-471-1151(代表)

木材防虫・防ふステイン

サドリン

ベークラシック エキストラ

玄々化学 ☎(052)551-6101

読者の
コーナー

週休二日制



村瀬 勤 爾

私儀で恐縮であるが、小生つい先般過労のため一過性高血圧にてある時、朝食後トイレの中に倒れそのまま身動き成らずうづくまって居るのを見て家内がうろたえながら掛け付けの主治医に早速電話をした処、すぐに救急車を呼び、主治医指定のN病院へ駆け込めと言われたが、仕事の都合上若し入院でもしたら段取りが狂い大変と判断し家内の再三の勧めも断り約その発作より一時間後の午前八時半頃にその主治医の元へタクシーにて駆け込んで早速に診察して戴いたのであるが狭心症及心不全の走りではないかと診断され当分絶対安静を要するとしてレントゲン採血その他の必要処置の後我が家へと向ったのである。

小生若い頃より、交通事故故以外に命に関わる様な大病をした事はなく至極元気に今日迄過酷な参ったのであるが、今回なぜあの様なトイレに胸が締め付けられ思う様に口が開けなくなり腰の当りがガクガクして歩けられなくなりもうこの世の一番の終りかと思ふの底に思ったのであらうか。

小生若い頃より多少酒豪にて最近高血圧気味ではあるが、それにしても何であんな様な事になったか今以てその原因が解りません。後で家内が主治医に聞いた処に依ると、一過性の高血圧と極度の疲労が重なったのではないかと事であらう。

社の代表取締役役に就任を致しこれからは今しばらくは後生の為頑張らなくては老いて益々盛ん（健康にて元気）と言う事も必要と思ひ、一度ある事は二度あると週に一日止めるも二日連続して止めるも一緒だと悟り「ノアルコールドデー」の決行に入つたのである。

（主治医及びガンセンターの担当医に依れば、一日おき依りも二日続けて休んだ方がより好い休肝日（七十二時間）になり殆んど成人が完全にアルコールドデーが抜けると）然し始めの内は夕御飯がノビールデーで何となく淋しい日々であったが、今日では週休二日制の晩酌も特に休んだ翌晩等は、何とも言えない健康的な特殊な味がありそのお陰を以て元の元気に体に戻り老骨鞭打つて毎日感謝の日々を過して居る今日である。

今回小生がつくづく感じた事は人間はどんな心身共に頑強な体であっても何年を老いて参るとどんなハングリーになるか解らない。

我々の業界は特に強固な意志と、丈夫な体が必要されるのである。その要求を癒すのは手取り早にはアルコールドデーがこれである。この百薬の長を最も有効に生かすのも強固な意志に依る心掛であるの言う迄もない。

どうか老若問わず意のある諸兄に、事業の週休二日制と共にアルコールドデーの週休二日制で、スッキリとした日々を試して戴けたら幸いと念願しつつ茲に筆を止めます。

（支部監事・元副会長）

創立四十周年記念（神戸）
建築士全国大会に参加して

浦野 勉

連続七回目の全国大会、出席ではあるが、今回は名古屋支部単独スケジュール参加と云う事で、同火曜会での参加を想い出し乍ら、胸をわくわくさせて、JRで出発した。メンバーは馬場支部長、副支部長を含め合計九名。柴田夫婦も加つて、まことに和気相々のメンバーである。

神戸到着後、先ず腹ごしらえと飛び込んだのがエスカルト料理と味萬点であった。会場の神戸ポートアイランド、国際第二展示場メイ・ホールへ定刻十五分前は無事到着。

早速、出席確認用の顔写真を全員で撮り、いよいよ本番のオープニングである。昨年の東京大会より、やや小さいが堂々たる会場で、全国の建築士、四五百二名で埋めつくされた。

本大会のテーマは「九二」に「く」につく、つまり、そだてる建築士であり、建築士会創立以来の四十年を思うにつけ、大戦後の廃墟のなかから、現在の繁栄に到るまでの、めまぐるしい変遷をみてきた、私達建築士の歩みに誠に深い感銘を受けるものであります。

ただ、全国大会の形が時代と共に、大きく飛躍し、立派な会場でうまく運営はされてはいるが眞の会員のふれ合い、語り合いが薄れ、数の形のみ依存しているのではなからうかと感じずにはいられなかった。

特に、例年より記念講演の出席の少なさに考えさせられるものがあった。

ただし、名古屋支部スケジュールは上手にくまれて居り、会員同志の親睦にまことに有意義な神戸大会であった。

世話をお願いした中村副支部長に心からの御礼を申し上げ、参加の報告と致します。

（評議員・支部監事）

『名古屋まつり』我が支部会員
徳川家康をつとめる

大役を果たされた宇佐美氏に喜びと感謝の気持ちを書いていただきました。



三十八回を迎えた名古屋まつりの郷土英傑行列で晴れの家族役をつとめられた事は夢の様で心から喜んでおります。

大権現として東照宮に祀られた徳川家康公を演ずるこの大役は並の事ではつとまらないと思ひ、選ばれた日から酒断ち、水垢離を取り精進して、毎日の写経により身も心も清めてその日を迎えました。

そのかいあってか、雨に弱いといわれた名古屋まつりのジンクスを吹き飛ばし、すばらしい秋晴れの二日間を迎え、つづがなく大役を果たし、過去最高の人出七十三万人もの人達から祝福される名古屋まつりとして成功できた事を、本当にありがたく、感謝しております。

今後は名古屋の益々の発展の一端を担う一員とならん事を念願してがんばります。

宇佐美 元 康
（西区住五九才）

支部対抗ソフトボール

松浦 利雄

天気が良いという事は、屋外の催しには、絶好の条件かと思ひます。支部対抗ソフトボール大会は、そんな八月三十日の晴天の日でした。会場は衣浦港の望みの公園に隣接する半田ボールグラウンドで、ソフトボールの公式試合の出来る場所でした。

当日は会場集合というところでグラウンドに直行しました。私が到着した時は、一部試合が始まろうとしていました。

名古屋支部のメンバーは、昨年の四十周年記念ソフトボール大会の時より、人数も内容も揃っていました。昨年は当日になつてメンバーが揃わず、ミス建築までお願いしたのですから上の上と言つて過言です。

最初の試合は名古屋支部対津島支部、名古屋先攻で始まり、開始早々攻勢連打の嵐で、一挙六点、その後毎回得点、二点、三点、五点、計十六点で四回コールド十六対五で津島支部を下し幸先の良いスタートでしたが、因に私はノーヒットでした。

一試合目が終わったところで昼食をとることにになり、隣の眺めの良い公園の日陰に集まって腰をおろしました。暑い日でしたが、缶ビール片手に弁当をつまみ、和気あいあいと楽しく過ごしました。

さて二試合目の開始です。相手は、半田支部B、名古屋のピッチャーは打たせて取るピッチングが冴え三対八でまたもや勝利。

さて三試合目の始まりです。相手は安城支部で名古屋先攻です。ところが相手のピッチャーは女子ソフトボール部員なので速球がビシビシ決まり一同ボーゼン、これに対して野次で対抗、ピッチャーが代った所で三点入れましたが、相手ピッチャーにノラリクラリと投げられたあと最後に顔の前に速球を投げられ五対三で敗戦。結局ベストエイトになりました。

一時は優勝パーティーの話もでしたが、缶ビールともかく楽しく過ごした一日でした。



私は青年部準備会に顔を出したのがきっかけで、参加したソフトボールです。今まで、何も出席されていない会員の方も一度出席されることをお勧めします。

（中村区在住）

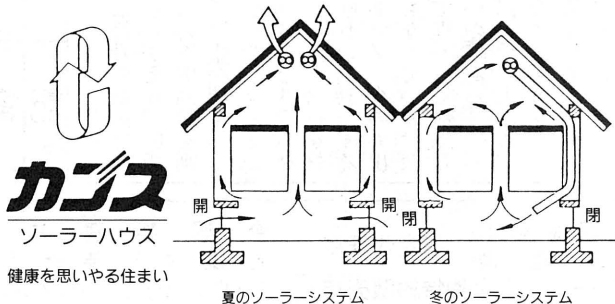
カーペットタイルNT-150新発売

サンゲツ・カーペットタイルNT-150は、デュボンのアントロン®ルーミナ(原着ナイロン)を100%使用。汚れが落ちやすく、耐褪色性、耐摩耗性、抗菌性にも優れています。



名古屋店/ショールーム-名古屋市中区西区下1-4-1 ☎052(564)3111

健康住宅カゴスのエアサイクルシステム



日本ホロニックホーム株式会社
株式会社 東海久我 カゴス事業部
名古屋南区鳴尾1丁目81番地 TEL.(052)611-4565

— 施行令112条防火区画の解説 —

先回は紙面の都合で「タテ穴」が火災時に如何に恐しいものかを説明した所で終ってしまいましたが今回掲げます。

はいよいよ法文の中身の解説を致します。先回とだぶりますが、もう一度法文を掲げます。

9 主要構造部を耐火構造とし、かつ、地階又は三階以上の階に居室を有する建築物の住戸の部分、住戸の階数が二以上であるものに限る。、吹抜きとなつてゐる部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分（当該部分からのみ人が出入りすることのできる公衆便所、公衆電話所その他これらに類するものを含み。）については、当該部分（当該部分が第一項ただし書に規定する用途に供する建築物の部分でその壁（床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。）及び天井の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この項において同じ。）の仕上げを不燃材料又は準不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料又は準不燃材料で造つたものであつてその用途上区画することができない場合にあつては、当該建築物の部分）とその部分直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。）とを耐火構造の床若しくは壁又は甲種防火戸若しくは乙種防火戸で区画しなければならぬ。ただし、次の各号の一に該当する建築物の部分についてはこの限りでない。

一 避難階からその直上階又は直下階のみに通ずる吹抜きとなつてゐる部分、階段の部分その他これらに類する部分でその壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造つたもの

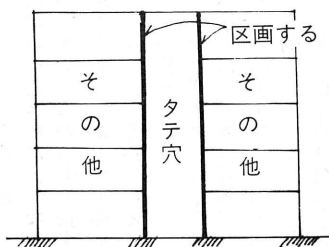
二 階数が三以下で延べ面積が二百平方メートル以内の一戸建の住宅又は長屋の住戸における吹抜けとなつてゐる部分、階段の部分その他これらに類する部分

この九項は簡条書きになっていませんので大変読みづらいのです。おそらく初めて読む人は何を言っているのか、さっぱりわからないと思います。当初建設省の担当官より、この規制案がといたときは、次のような簡条書きになっていました。

耐火建築物で三階以上に居室のあるものは、次の各号にかかげる部分とその他とを区画する。

- 一、階段室
- 二、昇降機の昇降路
- 三、ダクトスペース
- 四、吹抜き
- 五、その他

次の図を見て建設省の案を見れば、よりはつきり理解できます。要するに色々な種類のタテ穴とその他とを区画しようということです。



ところが実際の法文案を
見た時には本当にびっくり
しました。箇条書きがなく
なり文学的な一つの文章に
なっていてしまっているの
です。もう一度文章を見て下
さい。あれだけの長い文章
で〇が一つもありません。

いた話ですが、できるだけわかり易くいこうと思っていたのに法制局との打合わせであなってしまったというのです。これは私の現役時代にもよくありました。どこの行政庁にも「法規係」という大へん恐ろしい部署があつてここを通さなければ議会へ法案を持ち込むことができません。大抵の場合法規係に案を持ち込む時はすでにタイムリミットが近づいていて、あまり討論の時間がなく、文章の構成については法規係の意見をそのまま聞くことが多いのです。ですからその時の担当官によつて箇条書きを好まない方ですと第九項のような文章になってしまうのです。しかしどううなむつかしい表現方法でも一度理解してしまえば「はいそれまでよ」ということで毎日不便をする訳ではありませんし、それはそれでよいのではないのかと

いうことにもなりますが、でも初めて読んだ方がパッと理解できた方がよいと思います。

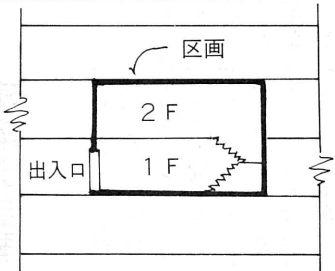
あの第九項の長文の中に太い幹があります。それは

「タテ穴」部分とその他の部分とを区画するということとです。区画は耐火構造の壁とし、開口部は主として煙対策ですので乙種防火戸まで可とします。第九項の文章中「当該部分」「その他の部分」「とを」「区画」ところを、それぞれ枠で囲つてもらうとよくわかります。これがこの文章の幹(芯)なのです。あとのことは内装制限の条件のこと等それぞれ枝葉のことです。一応語句を取り出して解説しておきます。

住戸の部分（住戸の階数が二以上のものに限る）

(解説)

最近の高級マンションとか、高級ホテルの場合、ビルの中へ二階建のものはめ込むことがあります。その階段にタテ穴区画をつくれということになりますと、住戸そのもので考えれば大へん苦しい設計になってしまいます。そこで住戸そのものを、その他と区画すれば、その中の階段は自由に設計して下さいという趣旨のものです。左図で御理解下さい。



その用途上区画することができない場合にあっては当該建築物の部分

(解説)

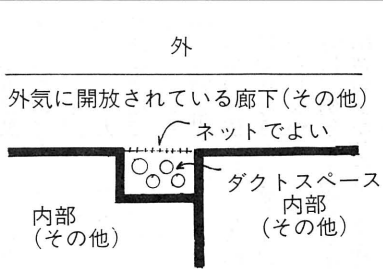
これは当該部分が第一項

たなし書きの場合といふ条件がついていきますから劇場、映画館等で用途上に画できない場合ということになります。たとえば大劇場で内部客席三階建になっていても、まさか客席と舞台を区画する訳にもまいりません。この様な場合は劇場全体をその他と区画して内部の三階建はタテ穴区画を免除してしまいます。ただ共不燃材料又は準不燃材料を義務付けます。

る廊下、バルコニー、その他これらに類する部分を除く。

(解説)

タテ穴区画とその他とを
区画する場合に、その他が
外部同様の場合は、外部か
ら煙が入ってくるという様
なことはまず考えられませ
んので、その場合は区画し
なくてもよいということを決
めたものです。図で示し
ます。



(注)タテ穴どうしの区画については、その他がタテ穴の場合は除くと書いてありますので法解釈上タテ穴どうしの場合でもその区画は要するということになります。

ただし書き第一号の解説

免降し、詔言の自由性をた
たせようというのです。
比較的安全とは避難階(普
通は地上一階)に近いとい
うことが一番大事な条件で
す。ここでは吹抜きが避難
階の直上直下までと限定し
ました。地下一階なら「そ
れっ!」と階段を駆け上れ
ばもう一階ですぐ屋外へ出
られます。二階の場合は「そ
れっ!」と階段を駆け降り
ることができるかどうかわ
かりませんが、もし階段を
降りれなくても窓から飛び
下りることも可能です。

が命は助かります。

えるために内装については

下地、仕上とも不燃材料以外の材料は一切禁止します。吹抜きとなっている部分が部屋を含めて大きく考えなければならぬときは大変広範囲な部分を不燃材料で設計することになります。すが致し方ありません。

ただし書第二号の解説

このただし書きは第九項新設から一年半たった昭和四十六年一月に追加施行されたものです。

宅で階段のタテ穴区画をやるうとすると、平面的に問題ができてしまうのです。「これは悪法である」「個人住宅は規制からはずせ」という運動が全国的に

でも当時法規の神様と云われた故西山庄次郎氏が士会の法規委員会を代表され行政側に対してきびしい御指摘をされたことが今でも思い出されます。もうほかかつてはおけないということで建設省もみこしを上げてこの号が追加されました。ただし建設省の方も色々考えたことだと思いますが延べ面積が二百平方メートル以内という条件をつけてきました。二百平方メートルというと大体七十坪位で

こまでの大きさにゆかない
だろうということで、この

ことについてはあまり問題

かおきすにすんなりとおさ
まりました。

最近の状況

最近では自然空間に近いものが要求されアトリウムが大へん多く設計されます。アトリウムという場合は、とても大規模なものは多いのです。このような巨大な空間になりますと第九項で考えているような条件で考えることそのものに問題がでてきます。そこでこ

名古屋西支部会員名簿発行でのお詫び

堀田正俊氏、丸藻伸一氏、水野宏武氏の五名が記載漏れになっておりました。ご本人並びに会員の皆さんに大変ご迷惑をお掛けしました。お詫び致します。

白井清司氏(支部会員、白井建築設計事務所)
去る十月九日午後八時五八分・脳血栓のため自宅にて死去されました。
享年八十五才。告別式は十月十一日、西区上名古屋の自宅にて執り行われました。

後編	
集記	

編	集
後	記

今年の最終号の編集を終え一年を振りかえり、広報渉外委員会の開催回数を調べてみると十六回であった。役員会等を加えると三十数回、栄の士会事務局へ通った事になる。会社を終え仕事を離れた活動をする爽快感があり又、夜の外出の口実にもなっている。会社を終えて真っ直ぐ帰宅した事はないのである。

NHKの「信長」も大詰め、どのようなエンディングが演出されるのか見ものです。

では、オブリガード

(T・H)

名古屋市中区大井町7番13号 TEL (052)332-2215

大阪・東京・札幌・仙台・大宮・千葉・横浜・浜松・水島・
広島・北九州・福岡・サンフランシスコ・シカゴ・ニューヨーク